

令和6年度くらしふと信州リサーチレポート制作業務委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行うくらしふと信州リサーチレポート制作業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度くらしふと信州リサーチレポート制作業務

2 業務の目的

長野県ゼロカーボン戦略では2030年度までにエネルギー自立地域10か所を掲げており、県内では5市村が国の脱炭素先行地域に選定されているほか、県独自の取組でエネルギー自立地域に向けて補助金及び企業と市町村のマッチング等の支援を行っているところである。これらの支援対象は、脱炭素の取組について方向性が定まっている市町村であり、一方で、県内には脱炭素の取組をはじめられていない市町村も未だ多く存在する。

脱炭素地域づくりに取り組もうとする市町村・企業・団体等に対し、脱炭素地域づくりのポイント、及びくらしふと信州の支援内容等をレポートにまとめて周知することで、脱炭素地域づくりに向けた地域の協働を加速させるとともに、脱炭素地域づくりの中間支援を担うくらしふと信州の役割の可視化と更なる活用の促進につなげる。

3 委託契約期間

契約日から令和7年3月28日までとする。

4 業務の内容

(1) くらしふと信州レポート作成

①先行地域のリサーチ及び分析

- ・リサーチする地域は4地域以上とし、各地域の市町村・企業・団体等、脱炭素に取り組む関係者にヒアリングを行う。地域や取材先については、委託者と協議の上、選定すること。
- ・脱炭素に向けてあった既知の課題及びその解消に向けてとった方策、各関係者がいつどのように連携したことで脱炭素地域づくりが進んだのか、現在抱えている課題等、これから脱炭素地域づくりに取り組む人が参考にできるような項目をヒアリングすること。
- ・ヒアリング結果をもとに、活動開始時から現在までの経過を段階的に分けて分析し、地域ごとの特性や共通点を整理・類型化し、可視化・図式化すること。
- ・最終原稿について取材先の確認をとり、承認を得ること。

②くらしふと信州の活動報告

- ・くらしふと信州がこれまで実施してきた取組についても、リサーチ結果で現れた課題に対する施策として体系的に整理しまとめること。詳細については、委託者と協議の上作成すること。

③レポートの作成

- ・上記①及び②の内容からレポートを作成し、印刷原稿の電子データを作成の上、次の仕様により印刷製本を行うこと。

区分	レポート仕様
印刷内容	版・両面印刷・32ページ程度
色数	カラー
製本	無線綴じ
印刷部数	400部
校正	文字校正・色校正 各2回

(2) レポートの発信

- ・レポートの方向性がくらしふと信州のコンセプトに沿うものとなるよう、委託者と協議の上デザインや構成を検討すること。
- ・WEBサイト掲載用にアイキャッチ画像を作成すること。
- ・SNS等でも拡散されやすい工夫をすること。
- ・SEO対策に配慮すること。
- ・その他、レポートがより多くの市町村や企業など脱炭素地域づくりに関心のある方に届き、くらしふと信州の認知度向上に資する工夫をすること。

(3) その他業務提案

その他、本業務の目的を達成するために必要な業務提案を行うこと。

5 成果品

- ・本業務に係る実績についてまとめた委託業務完了報告書（様式任意） 1部
- ・レポート 紙ベース 400部・編集可能な電子データ一式
- ・写真及びテキストデータは関連するコンテンツごとに整理・分類の上、納品すること。

6 納入期限

令和7年3月28日

7 成果品の提出先

長野県環境部環境政策課くらしふと信州担当（電子メール（アドレス：kurashifuto@pref.nagano.lg.jp）による納品を基本とする。）

8 その他

- ・スケジュール等は、委託者と受託者との協議し決定する。
- ・委託者と定期的に打合せができる体制とすること。
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求められることができる。
- ・本業務において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うこととする。
- ・本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て発注者である長野県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利保有物」という。）については、受託者に留保するものとし、委託者が権利保有物について使用する際は受託者と協議することとする。
- ・本業務で制作する成果物については、県が運用するポータルサイトやSNSなどにおける二次利用を行えるものとする。ただし、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを説明し、協議の上業務を進めることとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が必要に応じて協議するものとする。